委任状の建築主押印の取扱いについて

「押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省令の一部を改正する省令」（令和3年1月1日施行）により建築基準法施行規則等の手続きについては押印が不要となりました。

この改正により確認検査業務の申請書類への押印が不要になりましたが、法定様式ではない「委任状」の建築主※1押印について、株式会社都市居住評価センター（以下「弊社」という。）の取扱いをお知らせいたします。

確認検査の申請手続きにおいて代理者により申請を行う場合に提出する「委任状」は、建築主が当該代理者に委任することを証する書類※2として指定確認検査機関に提出する書類になります。

委任は、建築主（委任者）と代理者（受任者）の合意によって成立します。当該代理者に委任することを証する書類である**「委任状」に建築主の押印を必要とするかどうかの判断は、建築主と代理者で協議して決めていただければと存じます。**

弊社は、提出された「委任状」に建築主押印の有無にかかわらず、当該代理者に委任することを証する書類として提出されたものとして取扱いいたします。

なお、**建築主押印を省略する場合は、この内容を確認した旨、枠内に代理者の記名押印をし、「委任状」と併せて提出してください。**

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

 令和3年1月25日

 指定確認検査機関

 株式会社都市居住評価センター

電話03-3504-2386

FAX 03-3595-0900

※１設置者又は築造主を含む

※２建築基準法施行規則第1条の３第1項第3号（確認申請書の様式）

代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し

■建築主押印を省略する場合は、代理者の記名押印をし、「委任状」と併せて提出してください。

「委任状の建築主押印の取扱いについて」の内容を確認しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理者　　　　　　　　　　　　　　印

※確認申請時に本書面をご提出した場合は、代理者の変更がない限り、当該申請物件の以降の申請手続きにおいて本書面の提出は不要です。

|  |
| --- |
| UHEC受付欄 |
|  |